令和３年度 第３回

豊田市国民健康保険運営協議会　次第

令和３年１２月１６日（木）午後２時から

とよた男女共同参画センター　情報交換室

1　会長あいさつ

2　議事

【協議事項】

令和４年度豊田市国民健康保険税率等の答申案について

【報告事項】

制度改正について

3　その他

※答申予定

日時：令和３年１２月２７日（月）午後１時１０分から

場所：南庁舎５階　市長室

出席：幸村会長

【協議事項】令和４年度豊田市国民健康保険税率等の答申案について

1　審議経過

（１）令和４年度県納付金の仮算定結果と不足額

豊田市納付金	－	納付金の財源となる収入	＝	不足額
109.3 億円		**93.7 億円**		**15.6 億円**

【参考】一人当たり県納付金の推移

※本算定結果（令和４年度のみ仮算定結果）。（　）内は対前年度比伸び率。

平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
132,495 円	137,496 円 （103.8%）	140,123 円 （101.9%）	141,264 円 （100.8%）	154,450 円 （109.3%）

（２）主な意見

・県納付金仮算定結果から、安定的な財政運営に必要な引上げはやむを得ない。
・税率引上げだけでなく、歳入確保や医療費適正化及び健康づくりにも一層積極的に取り組んでいく必要がある。
・新型コロナウイルス感染症の影響など、新たに反映すべき変動要因が生じていることから、中長期の見通しの中間地点において、市独自の激変緩和措置の期間等を見直すべきかの検討が必要である。
・年々保険税の負担が大きくなっている。何とか引上げを避けられないか。

（３）令和４年度豊田市国民健康保険税率（案）

一人当たり平均の年税額を 3,700 円（3.7%）引上げ　令和４年４月１日施行

【背景】

愛知県国民健康保険事業費納付金（県納付金）の負担増加への対応

・令和３年度の県全体の保険給付費が大幅に増加
・自然増及び都道府県単位化の影響による負担増の継続　など

【考え方】

①基金等を活用して市独自の激変緩和措置を継続し、単年度の引上げ幅を抑制

・県内統一の保険税水準を見据えて、６年間程度をかけて段階的に引き上げる。

②低所得者に配慮し、医療分（基礎課税分）の所得割のみを改定

③後期高齢者支援金分と介護納付金分は据え置き

※（補足）新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入減への対応

・令和３年に収入減少した被保険者は令和４年度保険税の課税額が減少
・税減免、納税猶予、低所得者軽減制度を適用

（４）不足額（15.6 億円）に対する財源確保の見込み

税率改定により保険税で賄う	基金取崩など保険税以外で賄う
医療分（基礎課税分）の所得割改定 （5.41%→5.85%（＋0.44）） **➡2.6 億円を確保**	基金取崩（R3.11 現在　残高 9.8 億円） 一般会計繰入 ➡税率改定後の **13.0 億円が必要**

【基金取崩と一般会計繰入の考え方】

現在の基金残高では、今後市独自の激変緩和措置等に対応ができないため、一般会計の財政状況等を踏まえ、一般会計から基金積立（３月補正）が必要となる。

2　検討に用いた各種税率及び税額シミュレーション

（１）現行・改定案・都道府県標準保険料率の比較

保険税率

※低所得者の負担増に配慮し、医療分の所得割のみで調整する場合の試算。
保険税率を引き上げる場合は、県が提示する応能・応益割合に近づけることを基本とする。

現行（令和３年度）の保険税率

	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割
医療分	5.41%	26,100 円	22,000 円
後期分	1.80%	6,800 円	6,500 円
介護分	1.55%	9,400 円	5,800 円
合計	8.76%	42,300 円	34,300 円

【改定案】不足額 15.6 億円の１／６を税で賄う（一人当たり平均の年税額を＋3,700 円）

	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割
医療分	**5.85%（+0.44%）**	26,100 円	22,000 円
後期分	1 .80%	6,800 円	6,500 円
介護分	1.55%	9,400 円	5,800 円
合計	**9.20%（+0.44%）**	42,300 円	34,300 円

都道府県標準保険料率（令和４年度・仮算定時）

	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割
医療分	6.69%（+1.28%）	40,778 円（△7,322 円）	
後期分	2.42%（+0.62%）	14,268 円（+968 円）	
介護分	2.69%（+1.14%）	19,646 円（+4,446 円）	
合計	11.80%（+3.04%）	74,692 円（△1,908 円）	

（２）モデル世帯における一年間の税額シミュレーション

	現行（令和３年度）の保険税率	改定案	現行との差	標準保険料率	現行との差
モデル世帯① ・43 才単身世帯 ・世帯主の給与収入が 55 万円以下 （給与所得０円）	22,800 円	**22,800 円**	**（±0 円）**	22,200 円	（△600 円）
モデル世帯② ・67 才夫婦の２人世帯 ・世帯主の年金収入が 250 万円 （年金所得１４０万円）	145,300 円	**149,600 円**	**（＋4,300 円）**	176,400 円	（+31,100 円）
モデル世帯③ ・40 代夫婦と子ども２人の４人世帯 ・世帯主の給与収入が 228 万円 （給与所得１５２万円）	187,600 円	**192,400 円**	**（+4,800 円）**	258,200 円	（+70,600 円）
モデル世帯④ ・40 代夫婦と子ども２人の４人世帯 ・世帯主の給与収入が 567.5 万円 （給与所得 410 万円）	506,000 円	**522,100 円**	**（+16,100 円）**	692,400 円	（+186,400 円）

答　申　書

（案）

令和３年度

豊田市国民健康保険運営協議会

第１　審議経過

当協議会は、令和３年８月５日に貴職から「令和４年度豊田市国民健康保険税率（以下、「保険税率」という。）等」について意見を求められた。

１　背景

国民健康保険事業の運営が平成30年度から都道府県単位化されたことに伴い、市町村から集める愛知県国民健康保険事業費納付金（以下、「県納付金」という。）や国などからの公費をもとに、県が国保財政を運営するしくみに変わった。

このことにより、市単独で運営していた時にも必要だった医療費の自然増分に加えて、県納付金の負担増加による本市の不足額を確保する方法として、保険税率の見直し等を検討する必要が生じた。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する必要が生じた。

２　審議内容

（1）令和４年度県納付金の仮算定結果（令和３年 11 月 19 日）

県の決算剰余金（約 52 億円）が活用されたが、令和３年度の県全体の保険給付費が大きく増加していることから、本市の県納付金総額は 109.3 億円余で、令和３年度から約５億円増加した。保険税や国・県交付金など、県納付金の財源となる収入の見込み額 93.7 億円余を差し引くと、15.6 億円の不足額が生じる見込みである。

（2）不足額の対応

不足額 15.6 億円への対応として、「保険税率」、「豊田市国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の取崩」及び「一般会計からの法定外繰入」について協議した。

なお、令和４年 1 月中旬以降に県納付金の確定額である本算定結果が公表される予定であるが、当初予算編成に間に合わせるため、仮算定結果により協議した。

（3）審議の中で確認及び協議した事項

ア　県の決算剰余金の活用方法、県納付金の算定方法について確認した。

イ　基金及び一般会計からの法定外繰入の状況について確認した。

ウ　新型コロナウイルス感染症の影響について確認した。

エ　本市の令和３年度保険税率は、愛知県内同規模市、西三河ブロック市の中において低い水準にあることを確認した。

オ　保険税率を検討する上での論点について確認した。

カ　不足額の確保の方法として、保険税率改定案（不足額の６分の１を引上げ）及び現行税率、都道府県標準保険料率それぞれの一人当たり保険税額、基金の取崩及び一般会計からの法定外繰入で必要となる額、モデル世帯における保険税額のシミュレーションを比較し、協議した。

キ　県納付金の本算定結果提示後における再協議の考え方について協議した。
ク　保険税率の見直しサイクルについて協議した。
ケ　その他保険税率改定以外の取組等について協議した。

第２　答申内容

１　令和４年度保険税率について

次のとおりとすることが適当である。

（1）保険税率

ア　不足額 15.6 億円の６分の１の額を保険税で賄う。
イ　医療分の所得割のみを改定し、一人当たり平均の年税額を 3,700 円（3.7%）引き上げる。
ウ　後期高齢者支援金分と介護納付金分は、据え置きとする。

（2）この案とする理由

ア　令和元年度及び令和２年度の答申を踏まえ、単年度での急激な引上げを避けるため、基金等を活用した市独自の激変緩和措置の実施により、引上げ幅を抑え、６年間程度をかけて段階的に引き上げる。
イ　低所得者に配慮するため、医療分（基礎課税分）の所得割のみを改定することとする。
ウ　後期高齢者支援金分と介護納付金分についても改定を検討する必要性は認められるが、全ての被保険者が対象となる医療分を優先して改定し、据え置きとする。

２　令和４年度以降の基金の考え方

次のとおりとすることが適当である。

（1）基金の活用

ア　保険税の急激な上昇の緩和（県が示す保険税水準に達するまでの間）
イ　県納付金の仮算定結果と本算定結果の差額調整
ウ　県納付金の年度間変動による負担上昇の際の保険税の平準化
エ　災害等想定外の事象等による税収等の見込み違いへの対応

（2）基金の積立

現在の基金残高では市独自の激変緩和措置等に対応できないため、一般会計から積立を実施する。基金規模については、基金の活用ができるだけの額を確保することを基本とし、具体的な方法及び金額は、本市の財政状況等を踏まえ、過大な投入とならないよう積立額を精査する必要がある。

３　令和４年度以降の一般会計からの法定外繰入基準

原則、市の施策による次のものとすることが適当である。

ア　福祉医療波及分

イ　市条例による保険税減免分

ウ　基金積立分

４　保険税率の見直しサイクルについて

毎年度提示される県納付金に加え、不足額が保険税率等の検討を行うための重要な要素となることから、当分の間は、毎年度県納付金の算定結果を検証するとともに、保険税率の県内統一の動向を注視しながら、見直しを検討することが適当である。

第３　その他付帯意見

次の５点をその他付帯意見として申し添える。

1　保険税率改定に頼るだけでなく、保険税の滞納削減に向けた取組、レセプト点検による医療費適正化や生活習慣病予防による医療費軽減の取組など、保険者としてより一層の経営努力が必要である。

2　一般会計からの繰入による基金積立は、過大な投入とならないよう十分に精査を行うとともに、削減に向けた努力が必要である。

3　県納付金の本算定結果において、基金で対応できる範囲を超える増額が生じた場合は、再協議を行うことが必要である。

4　新型コロナウイルス感染症の影響など、新たな変動要因が生じていることから、中長期の見通しの中間地点においては、市独自の激変緩和措置について見直すべきかの検討が必要である。

5　国・県に対し、国民健康保険制度の持続的かつ安定的運営ができるよう構造的な課題解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と抜本的な制度の見直しを求めることが必要である。

【報告事項】制度改正について

出産育児一時金

1　改正の経緯

・産科医療保障制度の見直しが行われ、当該制度の掛金が引き下げられることとなった。
・ただし、出産育児一時金の支給総額の４２万円は、少子化対策としての重要性に鑑み、維持することとなった。
・以上２点を踏まえて健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、豊田市国民健康保険条例及び豊田市国民健康保険運営規則を一部改正する。（令和３年１２月市議会上程中）

2　改正の内容

・出産育児一時金の支給額を「４０.４万円」から「４０.８万円」に改正する。
・別に規則で定める加算額を「１.６万円」から「１.２万円」に改正する。
・施行日：令和４年１月１日

内　容	現　行	令和４年１月以降
出産育児一時金支給額（本来分）	４０.４万円	４０.８万円
加　算　額※	１.６万円	１.２万円
総　　額	**４２.０万円**	**４２.０万円**

※加算額とは
出産事故で脳性まひになった場合に補償する産科医療保障制度の掛金相当額であり、産科医療保障制度に加入している分娩機関において分娩（死産含む。）を行った場合に加算する。

3　参考

（１）豊田市の現状令和２年度出産育児一時金決算額　：総額　89,165,936 円
件数　217 件（うち産科医療保障制度の対象外の分娩　9 件）

（２）出産育児一時金の変遷

平成 18 年 10 月	30 万円から 35 万円に引上げ
平成 21 年 1 月	産科医療補償制度の実施に伴い、3 万円の加算制度が開始
平成 21 年 10 月 （～23年3月の暫定措置）	緊急少子化対策として 35 万円から 39 万円に引上げ （3 万円の加算がある場合は、42 万円）
平成 23 年 4 月	原則 42 万円を恒久化
平成 27 年 1 月	加算金（産科医療補償制度掛け金）を引下げ（3 万円→1.6 万円） 出産育児一時金支給額を引上げ（39 万円→40.4 万円）